

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
【規則】 ○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則及び衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）		医療推進課		○ 完了 ○ 落札者等の決定 〃	
【告示】 ○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 保安林の指定		県民生活課 健康推進課 〃 治山課			
【公告】 ○ 奨励品種の選定等 ○ 公共測量の実施 ○ 公共測量の終了 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 ○ 〃		農産課 監理課 〃 建築指導課 〃 〃		用度課 警察本部会計課	
				担当課（室）	

◎岡山県規則第六十七号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則及び衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則及び衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「病院の」の下に「診療用放射性同位元素使用器具、」を加える。

- 一 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）別表第二の十一の項⁽³⁷⁾
- 二 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（平成十二年岡山県規則第九十五号）別表第一第八号⁽³⁷⁾

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百七十五号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和七年十月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 黒	一台	不明
二八インチ 紺	一台	岡山中央J四六一〇四
二七インチ 紫	一台	倉敷K二八五二七
二七インチ 茶	一台	不明
二〇インチ 黒	一台	不明

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和七年八月二十六日

三 放置されている場所

美作市三倉田一三六一二（吉野寮駐輪場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県美作県民局地域政策部勝英地域総務課

美作市入田二九一―二

電話番号 ○八六八―七三―四〇五一

◎岡山県告示第四百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年十月十七日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

りんご薬局

浅口郡里庄町新庄五三四一―一

令和七年八月一日

◎岡山県告示第四百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年十月十七日

指定を辞退した医療機関

名称

児島薬局

所在地

倉敷市児島柳田町一七六一三

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和七年九月二十六日

◎岡山県告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和七年十月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

備前市西片上字城ヶ谷二〇六四の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔四六四〕岡山県稲、麦類及び大豆奨励品種等選定要綱（平成三十年三月二十九日付け農産第一二六六号農林水産部長通知）に基づき、次のとおり奨励品種を選定し、及び奨励品種を廃止した。

令和七年十月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 選定した奨励品種

農作物の種類

品種の名称

水稻

にこまる

二 廃止した奨励品種

農作物の種類

品種の名称

水稻

ヤシロモチ

三 選定及び廃止の年月日

令和七年十月二日

〔四六五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年十月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 岡山市東区檜原地	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和7年十月二日から令和八年一月十六日まで	測 量 期 間

〔四六六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年十月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

美作市朽木地内	測 量 区 域
公共測量（路線測量）	測 量 の 種 類
令和七年九月三十日	終 了 年 月 日

〔四六七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字大領敷三三二番一、三三二番二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区今保六九一番地四 Sunday Silence 一〇三

小野 泰寛

三 許可年月日及び許可番号

令和七年九月十日岡山県指令建指第一三一号

〔四六八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字和井元一九〇番四、一九〇番六、一九〇番二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区田中五八四番地 D一〇一

瀬嶋 啓介

瀬嶋真知子

三 許可年月日及び許可番号

令和七年八月二十二日岡山県指令建指第一〇九号

〔四六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和七年十月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字和井元一九〇番四、一九〇番六、一九〇番一一

二 公共施設の種類

水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区田中五八四番地 D一〇一

瀬嶋 啓介

瀬嶋真知子

五 許可年月日及び許可番号

令和七年八月二十二日岡山県指令建指第一〇九号

令和7年10月17日 岡山県公報 第12745号

〔四七〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年十月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
残留応力測定用X線回析装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和七年九月十日
- 四 落札者の名称及び所在地
新青山株式会社
岡山市北区兵団三番二七号
- 五 落札金額
三九、〇二八、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、五四八、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和七年七月二十九日

令和7年10月17日 岡山県公報 第12745号

〔四七一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年十月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

外部ネットワーク接続基盤の借入れ 一式

二 借入期間

令和八年二月一日から令和十三年一月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和七年九月二十五日

五 落札者の名称及び所在地

NX・TCリース&ファイナンス株式会社岡山営業所

岡山市北区錦町一番一

六 落札金額

一月当たり一、三五四、八七〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一三三、一七〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和七年七月二十五日